

東久留米市介護保険条例の一部を改正する条例について

1 改正時期

令和 8 年市議会定例会に上程し、令和 8 年 4 月 1 日施行

2 改正内容

付則第 11 条（令和 8 年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例）及び第 12 条（令和 8 年度の保険料率の算定に関する基準の特例）を追加する。

3 改正主旨

介護保険制度は、3 か年を期間とした介護保険事業計画において必要な費用及びその保険料を定めているが、令和 7 年度税制改正（令和 8 年度の住民税算定）により、最低給与所得控除額が引き上げられることとなり、合計所得が減少し、これを基に算定している介護保険料の減少が見込まれることから、この事を防ぐため国において介護保険法施行令が改正され、令和 8 年度に限り、介護保険料の算定においては、この税制改正を適用しないこととされた。

市の介護保険条例では、保険料段階の適用について 1 段階から 5 段階までは、介護保険法施行令を引用しているが、第 6 段階から第 1 5 段階までは、条例により規定している事から同様の改正を行うものである。

4 対象者（影響のある者）

令和 7 年中の給与等の収入金額が 651,000 円以上 1,900,000 円未満の者

5 影響例（令和 8 年度）

- ・住民税は非課税であった場合、本来であれば第 1 段階から第 5 段階の適用となるが、税制改正前の算定により介護保険料算定上は課税者となり第 6 段階以上の適用となる
- ・合計所得により 6 段階にあたるどころ、税制改正前の算定により 7 段階となる。

保険料段階	対象となる方		保険料率	保険料(年額)
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金 ^{#1} 受給者で住民税非課税世帯の方、住民税非課税世帯で前年の「課税年金収入額+その他の合計所得金額 ^{#3} 」が80万9千円以下の方		基準額 × 0.250 (0.420)	17,700円 (29,700円)
第2段階	住民税非課税世帯で、前年の「課税年金収入額+その他の合計所得金額」が	80万9千円超120万円以下の方	基準額 × 0.350 (0.550)	24,700円 (38,900円)
第3段階		120万円超の方	基準額 × 0.650 (0.655)	46,000円 (46,300円)
第4段階	住民税課税世帯で本人が住民税非課税、かつ前年の「課税年金収入額+その他の合計所得金額」が	80万9千円以下の方	基準額 × 0.800	56,600円
第5段階		80万9千円超の方	基準額 × 1.000	70,800円
第6段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額 ^{#2} が	120万円未満の方	基準額 × 1.080	76,400円
第7段階		120万円以上210万円未満の方	基準額 × 1.260	89,200円
第8段階		210万円以上320万円未満の方	基準額 × 1.395	98,700円
第9段階		320万円以上420万円未満の方	基準額 × 1.635	115,700円
第10段階		420万円以上520万円未満の方	基準額 × 1.760	124,600円
第11段階		520万円以上620万円未満の方	基準額 × 1.985	140,500円
第12段階		620万円以上720万円未満の方	基準額 × 2.095	148,300円
第13段階		720万円以上1,000万円未満の方	基準額 × 2.134	151,000円
第14段階		1,000万円以上2,000万円未満の方	基準額 × 2.295	162,400円
第15段階		2,000万円以上の方	基準額 × 2.338	165,500円